

下神田村北畑田地手継証文写

【翻刻】

(前欠)

(継目裏花押) (継目裏花押)

蔵人 在(判)

在御判

袖判

下神田村北畑堂之田事、

合廿代者

右(所)ところハ、し(常)やうとく(買)かいとる(文)もんそ
に(任)まかせて、し(子)そん(孫)に(至)いたるまで
さ(相)をい(違)あるへからさる状如件、

正平七年閏二月十六日

謹辞沽渡私領田地事、

合堂田貳拾代者 在所神田村内北畑谷薬師堂
座敷前坪井尻、四至堺本
券有

右件田者僧常得買得田地私領也、

(継目裏花押) (継目裏花押)

(後欠)

【読み下し】

(前欠)

(継目裏花押) (継目裏花押)

蔵人 在判

御判あり

袖判

下神田村北畑堂の田の事、

合わせて廿代てへり。

右所は、常得買取る文書に任せて、子孫に
至るまで相違あるべからざる状くだんの如
し。

正平七年閏二月十六日

謹んで辞す、沽り渡す私領田地の事、
合わせて堂の田貳拾代てへり。在所神田村
内北畑谷薬師堂座敷前坪并尻、四至堺本券に
有り、

右くだんの田は僧常得買得の田地私領なり。

(継目裏花押) (継目裏花押)

(後欠)

【現代語訳】

(前欠)

(継目裏花押) (継目裏花押)

蔵人 在判

御判あり

袖判

下神田村北畑堂之田の事、

合わせて二十代である。

右の土地は、常得が買い取ったときの証文の
内容に従って、子孫に至るまで(この売買契
約に)相違があつてはならないという状は、
このとおりである。

正平七年閏二月十六日

謹んで申す、売り渡す私領田地の事、

合わせて堂の田二十代である。所在地は神
田村の内、北畑谷薬師堂座敷前坪并尻。土地
の四方の境界は本証文の方にあり。

右くだんの田は僧常得が購入した田地私領で
ある。

(継目裏花押) (継目裏花押)

(後欠)